

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び大牟田市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 大牟田市が実施する移住定住関連事業について、協力を求められた場合には、それに応じます。
- 3 以下の場合には、大牟田市移住支援事業における移住支援金交付要綱第 12 条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に大牟田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に大牟田市以外の市区町村に転出した場合：半額